相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県足柄下郡湯河原町宮上三七四番地一、最後の住所神奈川県足柄下郡湯河原町宮上三七四番地の一ライオンズマンション湯河原第二―四〇二　被相続人　亡　住田　敬子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

神奈川県足柄下郡湯河原町土肥一丁目一〇番地二ダイアパレスＳＴ一階

相続財産管理人　弁護士　林　服子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横須賀市船越町七丁目一番地、最後の住所神奈川県横須賀市野比五丁目五番六号横須賀老人ホーム

被相続人　亡　三浦　伊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

神奈川県横須賀市米が浜通一丁目七番地二サクマ横須賀ビル三階三〇二

相続財産管理人　弁護士　駒田　英隆

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県射水市津幡江四六七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　池松　茂光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

富山県高岡市駅南五丁目四番一二号ＢＩＺビル二〇一　相続財産管理人　入江　佑典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍金沢市野町三丁目五七番地、最後の住所金沢市西大桑町五番二号　ＪＵＮハイツ・２Ａ号　被相続人　亡　出雲崎武夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

金沢市大手町二番二四号　ダイアパレス大手門八階

相続財産管理人　弁護士　清水　雅志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井市花月三丁目九二三番地、最後の住所福井県あわら市二面第八七号二六番地二ハスの実の家　被相続人　亡　上田　正幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

福井市春山一丁目一番四〇号

相続財産管理人　中尾　亨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市城東四丁目三〇〇番地、最後の住所山梨県甲府市城東四丁目三番一〇号

被相続人　亡　赤鳥　治枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

山梨県甲府市中央一丁目八番六号今井ビル二階早川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大西　達也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県下伊那郡松川町元大島一五八〇番地、最後の住所長野県下伊那郡高森町下市田八九〇番地一ドルチェ二〇一号

被相続人　亡　宮下　善紀

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市知久町二―三九―一

相続財産管理人　弁護士　東山　尋明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市大瀬木四四五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上沼　守男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市知久町二―三九―一

相続財産管理人　弁護士　東山　尋明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市落合一六六〇番地、最後の住所長野県下伊那郡下條村睦沢七一〇三番地光の園　被相続人　亡　青木　甫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市大瀬木四四五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上沼　守男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市知久町二―三九―一

相続財産管理人　弁護士　東山　尋明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市落合一六六〇番地、最後の住所長野県下伊那郡下條村睦沢七一〇三番地光の園　被相続人　亡　青木　甫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市大瀬木四四五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上沼　守男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市知久町二―三九―一

相続財産管理人　弁護士　東山　尋明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市落合一六六〇番地、最後の住所長野県下伊那郡下條村睦沢七一〇三番地光の園　被相続人　亡　青木　甫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市大瀬木四四五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上沼　守男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市知久町二―三九―一

相続財産管理人　弁護士　東山　尋明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市落合一六六〇番地、最後の住所長野県下伊那郡下條村睦沢七一〇三番地光の園　被相続人　亡　青木　甫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市大瀬木四四五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上沼　守男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市知久町二―三九―一

相続財産管理人　弁護士　東山　尋明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市落合一六六〇番地、最後の住所長野県下伊那郡下條村睦沢七一〇三番地光の園　被相続人　亡　青木　甫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市大瀬木四四五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上沼　守男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市知久町二―三九―一

相続財産管理人　弁護士　東山　尋明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市落合一六六〇番地、最後の住所長野県下伊那郡下條村睦沢七一〇三番地光の園　被相続人　亡　青木　甫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市大瀬木四四五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上沼　守男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市知久町二―三九―一

相続財産管理人　弁護士　東山　尋明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市落合一六六〇番地、最後の住所長野県下伊那郡下條村睦沢七一〇三番地光の園　被相続人　亡　青木　甫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市大瀬木四四五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上沼　守男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市知久町二―三九―一

相続財産管理人　弁護士　東山　尋明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市落合一六六〇番地、最後の住所長野県下伊那郡下條村睦沢七一〇三番地光の園　被相続人　亡　青木　甫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市大瀬木四四五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上沼　守男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市知久町二―三九―一

相続財産管理人　弁護士　東山　尋明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市落合一六六〇番地、最後の住所長野県下伊那郡下條村睦沢七一〇三番地光の園　被相続人　亡　青木　甫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市大瀬木四四五一番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　上沼　守男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

長野県飯田市知久町二―三九―一

相続財産管理人　弁護士　東山　尋明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県中津川市落合一六六〇番地、最後の住所長野県下伊那郡下條村睦沢七一〇三番地光の園　被相続人　亡　青木　甫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

事務所岐阜県高山市上岡本町七丁目四五二番地の一新興自動車株式会社本社ビル二階

相続財産管理人　弁護士　中屋　利洋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市昭和区川名本町一丁目六三番地二、最後の住所愛知県名古屋市昭和区川名本町一丁目六三番地の二

被相続人　亡　松久保明美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

愛知県名古屋市千種区東山通一―三三―四伊東ビル三階やまたに法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山谷　彰宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市北区垣戸町二丁目一五番地、最後の住所愛知県名古屋市守山区瀬古二丁目三〇六番地瀬古団地一棟二〇二号

被相続人　亡　山﨑　一利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

愛知県名古屋市中村区則武一丁目一〇番六号　側島ノリタケビル二階　弁護士法人名古屋法律事務所

相続財産管理人　弁護士　松本　篤周

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市中京区河原町通四条上る下大阪町三四九番地、最後の住所京都市伏見区西奉行町一番地桃陵団地三四棟三〇一号

被相続人　亡　松浦まさ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月六日

京都市左京区高野西開町一五番地にしきマンション三〇六　北川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三上　了資